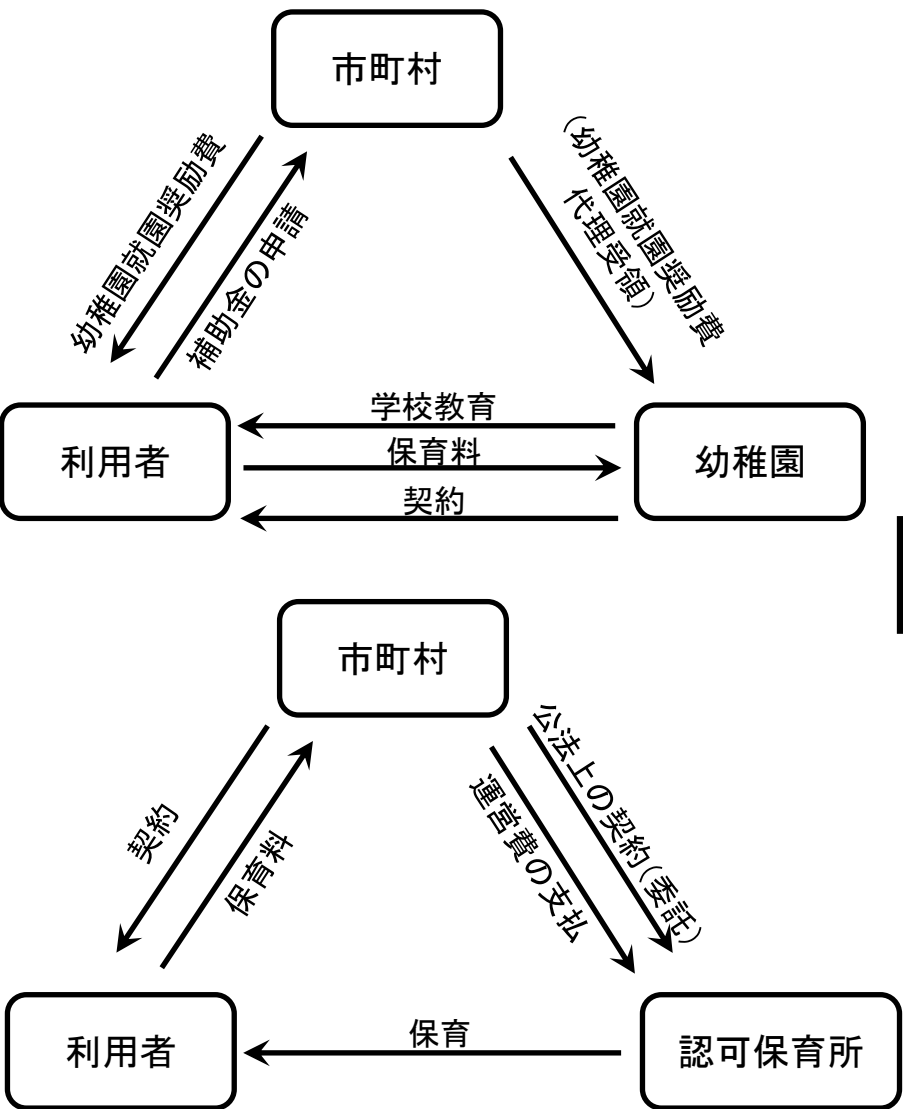
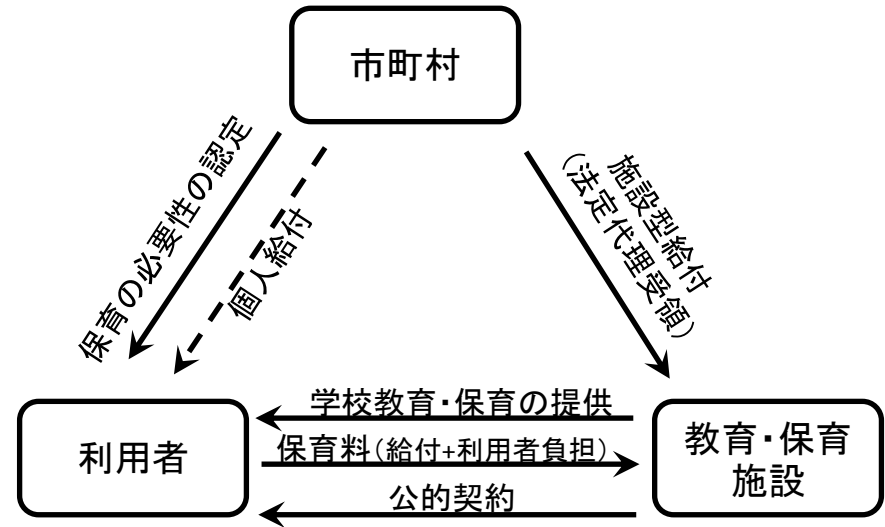


# 新制度の利用手続きについて

## 現行制度



## 新制度



児童福祉法第24条の規定において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。この場合の契約は、市町村と利用者との間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

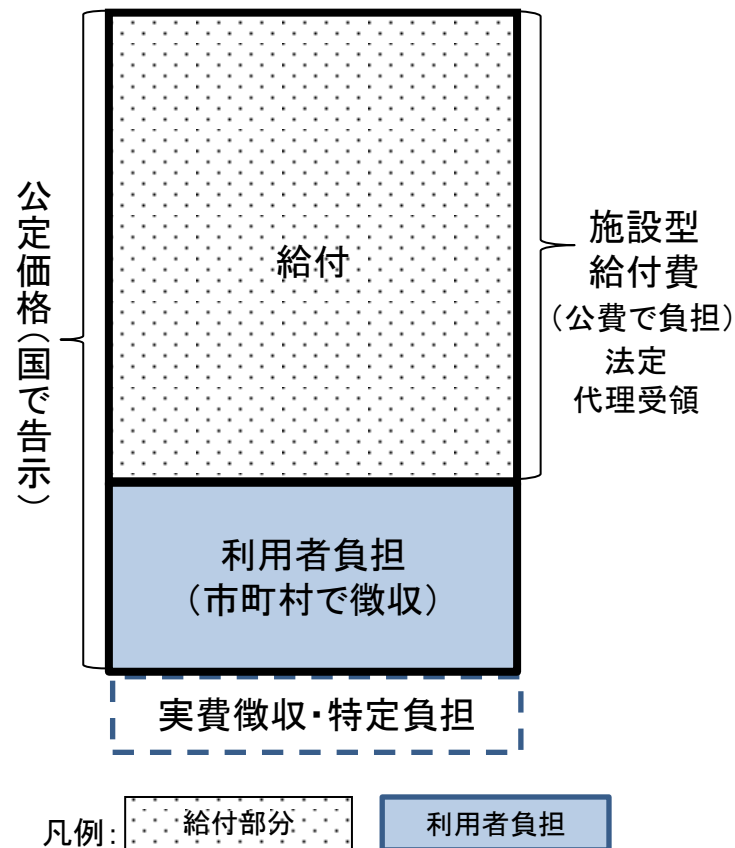
# 子ども・子育て支援新制度の公定価格と利用者負担について

新制度では、特定教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)や特定地域型保育(家庭的保育・小規模保育など)を利用した場合、給付の対象となる。

給付額は、国が示す公定価格による。また、利用者負担の上限額についても国が示す。

- (1)公定価格:施設の種類・規模・児童の歳児等ごとに示される予定の保育単価
- (2)給付部分は、国・県・市で負担する。
- (3)給付額は公定価格から国基準の利用者負担を差し引いた額となる。
- (4)利用者負担は、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が定める仕組みとなっている。  
国が定める利用者負担の上限額は、認定区分ごとに保護者の所得に応じた応能負担額となっている。
- (5)利用者負担を軽減する場合は、市町村の負担になる。
- (6)多子軽減は、現在の幼稚園・保育所で実施されている制度が継続される(第2子半額・第3子以降無料)。

公定価格と給付のイメージ



# 子ども・子育て支援新制度施行に伴う利用者負担の設定について

## 給付と利用者負担の内訳

- (1) 給付部分は、下図のとおり国・県・市で負担する。「1号認定」と「2・3号認定」で負担が異なる。
- (2) 国基準の利用者負担額から軽減した分は、市の負担となる。軽減する額を増やすと利用者負担②が増える。

